

同一の者が一日に複数回制限区域を出入りする場合の出入管理手続きについて

制限区域立入許可証を持っていない者が、トラック等の車両で一日に何度も制限区域を出入りする場合は、下記の手続きをしていただくことで、出入り手続きが簡素化されます。

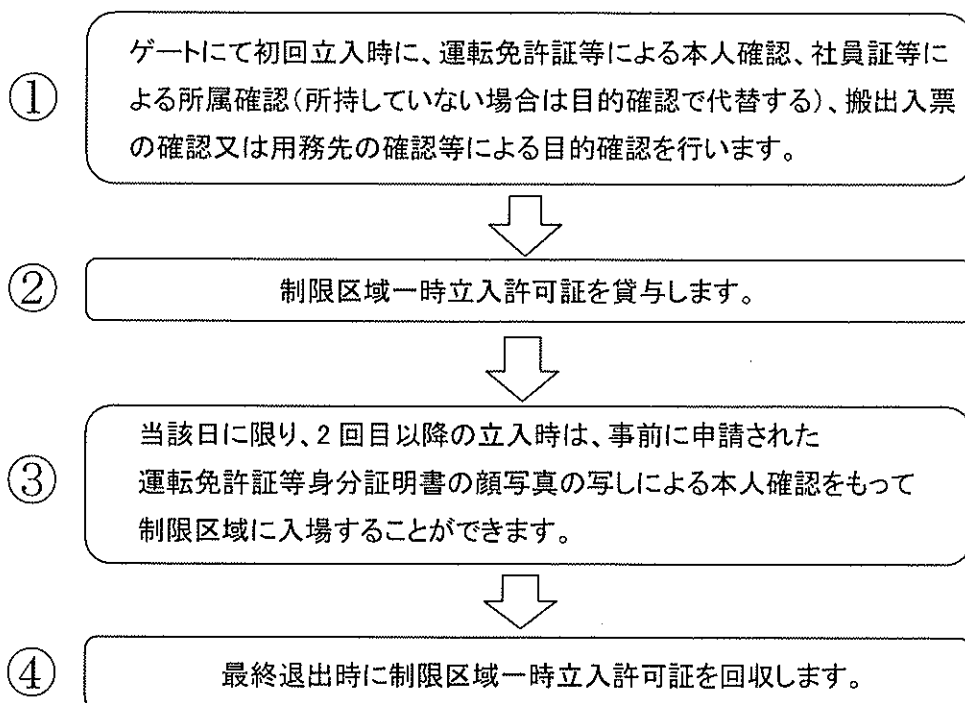
※当該申請を提出しない場合は、出入りする都度、本人、所属及び目的確認を実施し、一時立入許可証の貸与・回収が必要となります。

<提出書類>

当日、一時立入申請者が制限区域に入場する前に、下記書類を詰所の警備員に直接渡してください。ただし、複数の詰所を出入りする場合は、その詰所分の部数を用意し、各詰所に提出してください。

別紙「田子の浦港制限区域一時立入者申請書」
運転免許証等顔写真付の身分証明書の写し
工事契約書の写し(立入目的が、国・県が発注する工事の場合のみ)

<当該日の出入管理方法>



※数ヶ月にわたり出入りする場合

- ・①から④の出入管理は、毎日実施します。
- ・申請した内容に変更があった場合は、再度申請してください。

<注意事項>

- ・万が一、制限区域一時立入許可証を紛失した場合は田子の浦港管理事務所へ届け出てください。
- ・制限区域一時立入許可証を最終退出時に返却せずに持ち帰ることは厳禁です。繰り返し行われる場合は、出入管理の簡素化の禁止措置を取ることもありますので御注意ください。